

茨城県アライグマ防除実施方針 の策定について

茨 城 県

茨城県アライグマ防除実施方針(2026~2030)の概要

1. 策定の目的

- 特定外来生物であるアライグマ及びカニクイアライグマについて、対策を強化しているにも関わらず、分布域拡大が続き、被害も増加傾向にあることから、被害のまん延を防止し、県民の安全・安心な暮らしと本県の豊かな自然環境を保全することを目的に策定する。

現 状

- 農作物・生活環境被害に加え、生態系・公衆衛生被害が懸念されている。
- 分布は県全域に及び(全44市町村で捕獲)、捕獲数・農作物被害額ともに増加傾向。
- 捕獲数の状況

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
捕獲数	288	422	527	977	1,113	1,659	2,353	3,682	3,992	5,633

2. 防除期間・区域

- 防除期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 防除区域 茨城県全域(44市町村)
捕獲状況や被害状況を鑑み、県内を4つの防除区域(※)に区分し、市町村の行動目標を定めることで、被害の軽減及び分布の拡大防止を図る。
※「最重点防除区域」、「重点防除区域」、「準重点防除区域」、「警戒防除区域」

3. 防除方針・目標

- 最終目標: 本県における野外からの完全排除
短期目標: 生息個体数の増加抑制及び分布域の拡大防止による被害の低減化

<対策強化方針>

①防除に係るリソースの強化

・はこわなの貸出や防除従事者講習会の開催など、防除に係るリソースを確保

②情報管理体制の強化

・情報の収集とフィードバック強化、生息状況のモニタリング推進

③普及啓発の強化

・被害対策強化のため一層の普及啓発(基礎情報/防除方法/人獣共通感染症予防方法等)

4. 防除内容

①捕獲の実施主体

・県・市町村・県民
※役割に応じた防除対応

②捕獲方法

・基本は小型のはこわな
※捕獲従事者の管理、研修会の実施

③捕獲個体の取扱い

・原則は県が処分。
※県へ事前協議のうえ市町村での処分も可。

④その他

・捕獲個体の譲受と飼養 ・緊急的な防除
・傷病獣等個体又は錯誤捕獲個体の取扱い
・鳥獣保護管理法に基づく捕獲等との連携 等

5. 防除効率化の取組

①被害管理

・家屋等の侵入防止には、侵入口を塞ぐことが重要
・農地等では電気柵や複合柵等の設置が有効

②生息地管理

・アライグマを誘引する餌資源やねぐら、繁殖場所となる隠れ場所を地域全体で排除

③モニタリング

・科学的・計画的防除に向け、生息状況や被害情報を把握するモニタリングを通じて防除検証を行う。

<具体的な取り組みを支える基盤>

【実施体制】 各行政機関の地域支援、農林水産、鳥獣・環境、公衆衛生等担当部局が、市町村や国等までの縦断的連携に加え、部局横断的に連携する必要がある。

【進行管理】 PDCAサイクルを基本に柔軟な評価と見直しを行い、効果的かつ効率的対策推進を図る。

茨城県アライグマ防除実施方針

(第4次茨城県アライグマ防除実施計画)

(案)

令和8年3月

茨 城 県

目 次

1.	計画策定の背景と目的	1
2.	特定外来生物の種類	1
3.	防除を行う区域	1
4.	防除の一部を担う市町村	1
5.	防除を行う期間	2
6.	アライグマの現況	2
(1)	アライグマの特徴	2
(2)	生息の状況	3
(3)	被害の状況	5
	ア生態系被害	5
	イ農作物被害	5
	ウ生活環境被害	6
	エ公衆衛生被害	6
(4)	対策の状況	7
(5)	捕獲個体の取扱い状況	8
(6)	第3次計画の遂行状況を踏まえた対策強化方針	8
	ア防除に係るリソースの強化	9
	イ情報管理体制の強化	9
	ウ普及啓発の強化	9
7.	第4次計画の内容	9
(1)	防除の目標	9
(2)	防除区域ごとの短期目標	10
	ア最重点防除区域	12
	イ重点防除区域	12
	ウ準重点防除区域	12
	エ警戒防除区域	13
(3)	防除の内容	15
	ア防除の実施	15
	イ防除を効率化するための取組	21
8.	防除の実施体制	24
(1)	行政機関の役割と連携	24
(2)	県民への普及啓発	25
(3)	関係機関との連携	25
9.	進行管理	26
	参考資料	27

1. 計画策定の背景と目的

アライグマ及びカニクイアライグマ（以下「アライグマ」という。）は、本来我が国に生息していなかったが、ペット等として輸入された飼育個体が逃走や飼育放棄によって国内各地で野生化した外来生物である。平成 17 年には、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）が施行され、アライグマは特定外来生物に指定された。

県内においては、平成 19 年度より目撃情報及び捕獲数が増加し、近年では県内全 44 市町村で捕獲が報告されるなど、その生息個体数は著しく増加していると推察される。これに伴い、農作物被害や家屋侵入等の生活環境被害が年々深刻化している。さらに、ツクバハコネサンショウウオなど希少な在来種への食害といった生態系への脅威に加え、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）といった人獣共通感染症を伝播させるおそれなど、公衆衛生上の懸念も生じている。

このような状況に対し、本県では外来生物法に基づき、平成 22 年度から茨城県アライグマ防除実施計画を策定し、防除に取り組んできた。しかし、対策を強化しているにもかかわらず、分布域の拡大に歯止めがかかっておらず、被害も増加傾向にあることから、一層の対策強化が急務となっている。

こうした外来生物が生じさせる諸問題は、我々人間社会が野生動物を安易に商業利用してきたことに起因するものである。したがって、その原因を作った我々自身が責任をもって防除を実施し、多岐にわたる被害を軽減するだけでなく、究極的には根絶を目指すことが責務である。

以上を踏まえ、アライグマによる被害のまん延を防止し、県民の安全・安心な暮らしと本県の豊かな自然環境を保全することを目的に、本計画を策定する。本計画に基づき、県、市町村、地域住民、関係団体等が連携・協力を一層強化し、より効果的かつ継続的な防除を計画的に推進するものとする。

2. 特定外来生物の種類

アライグマ（学名：*Procyon lotor*）

カニクイアライグマ（学名：*Procyon cancrivorus*）

3. 防除を行う区域

茨城県全域

4. 防除の一部を担う市町村

県内 44 市町村

（水戸市・日立市・土浦市・古河市・石岡市・結城市・龍ヶ崎市・下妻市・常総市・常陸太田市・高萩市・北茨城市・笠間市・取手市・牛久市・つくば市・ひたちなか市・

鹿嶋市・潮来市・守谷市・常陸大宮市・那珂市・筑西市・坂東市・稲敷市・かすみがうら市・桜川市・神栖市・行方市・鉾田市・つくばみらい市・小美玉市・茨城町・大洗町・城里町・東海村・大子町・美浦村・阿見町・河内町・八千代町・五霞町・境町・利根町)

5. 防除を行う期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

ただし、計画の前提となる国の告示期間の見直しやアライグマの生息状況等の大きな変動、新たな科学的知見があった場合等は、必要に応じ計画の内容や計画期間等を見直すものとする。

6. アライグマの現況

(1) アライグマの特徴

アライグマを他の哺乳類と識別する重要なポイントは、尾の輪状の縞模様である。混同されることが多い野生の哺乳類として、タヌキ、アナグマ、ハクビシンの3種が挙げられるが、この3種の尾にはこうした輪状の縞模様はなく、アライグマとは明確に異なっている(図1)。イエネコを除き、国内に分布が確認されている中大型哺乳類の中で、尾に輪状の縞模様を持つのはアライグマのみである。生態的な特徴等に係るアライグマの概要は資料1のとおりである。

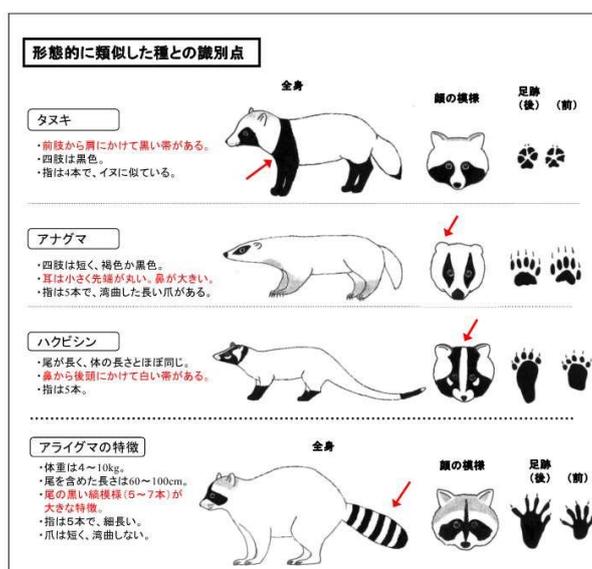


図1 形態的に類似した中型野生獣の特徴と識別ポイント
(出典：環境省「特定外来生物同定マニュアル」)

(2) 生息の状況

令和7年度までにすべての市町村でアライグマの捕獲が確認されており、県内全域で生息している。

野外に生息しているアライグマの情報は、平成6年以降、単発的に報告されていた。平成17年以降は毎年アライグマの生息報告が上がっており、平成19年ごろから捕獲や被害の情報が多く寄せられるようになった。当初、捕獲地点のほとんどが県南地域と県西地域であったが、しだいに県央地域や鹿行地域、次いで県北地域でも捕獲が確認されはじめた(図2)。第3次計画期間(令和3年4月1日から令和8年3月31日まで)には全ての市町村で捕獲が確認された。捕獲数が多い市町村は特に県南地域と県西地域に多い傾向にある。捕獲個体のオス比(p.5コラム参照)の推移をみても、まず県南地域と県西地域でアライグマが定着し、増加、次いで県央地域と鹿行地域で定着、増加したものと考えられる(図3)。一方で、県北地域のオス比は依然としてばらつきが大きく、他地域のような定着後の急激な増加の局面には至っていないと推察される。したがって、県北地域は初期防除による効果が高いと考えられる。

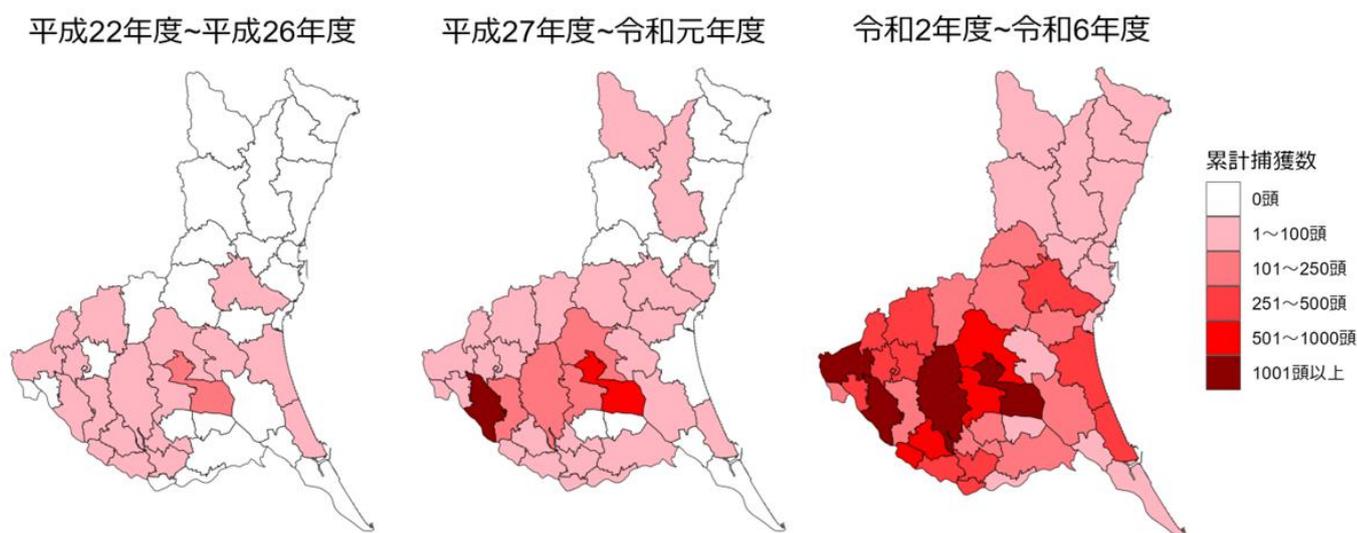


図2 市町村別アライグマ捕獲数の推移

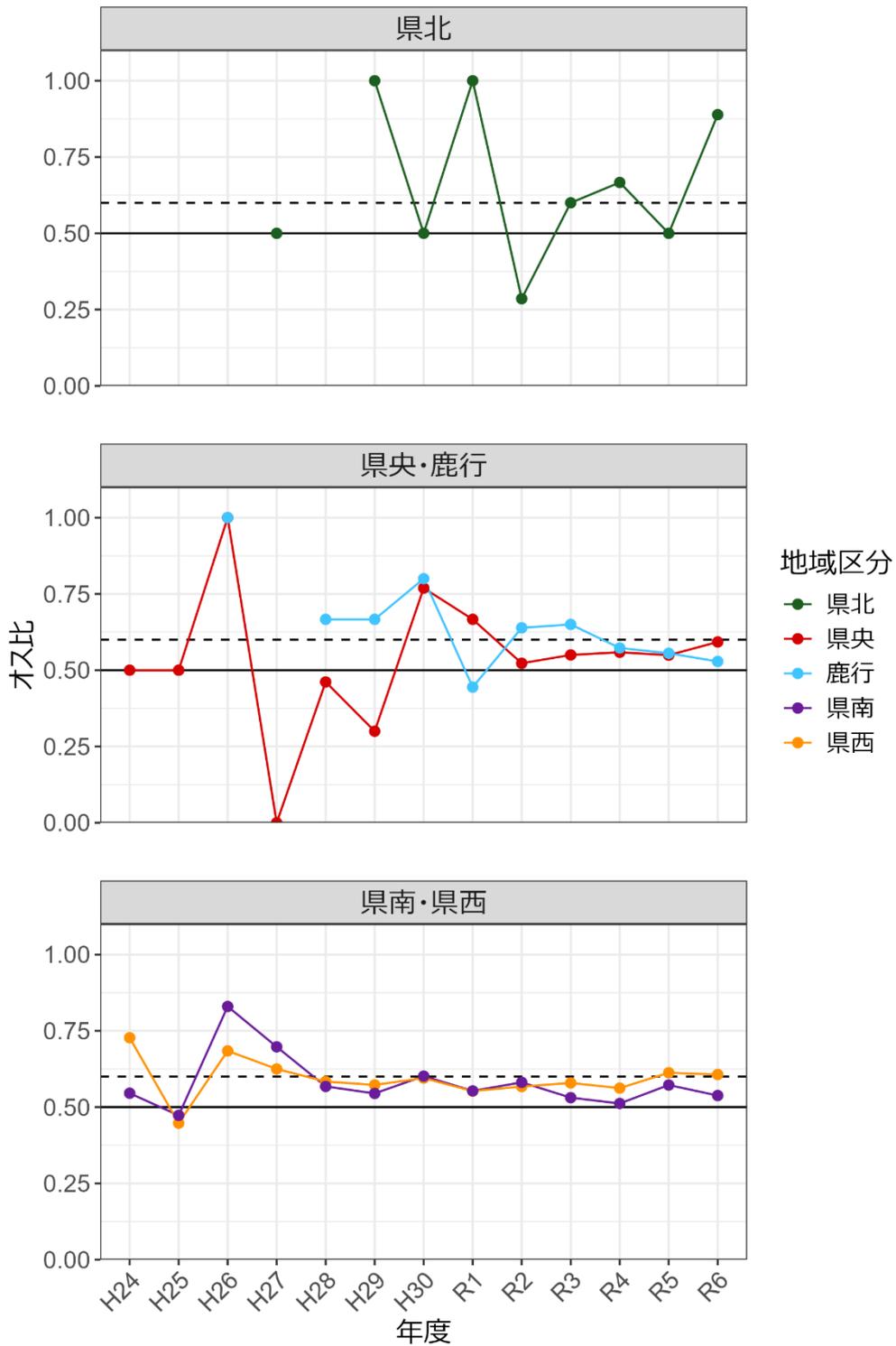


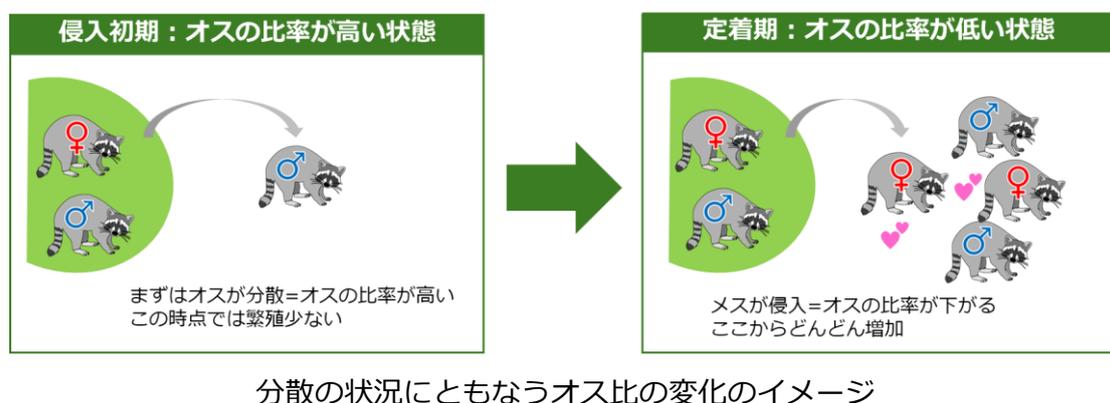
図3 地域ごとの捕獲個体オス比の推移

図中の黒の実線はオス比 0.5 を示し、破線はオス比 0.6 (浅田 2013 によって提案されている遅滞相の基準) を示す

コラム

捕獲個体のオス比によるモニタリング

捕獲個体のうちオスの割合を調べることで、アライグマの定着状況をモニタリングすることができる。アライグマはまずオスが分布を拡大するため、侵入初期は個体群にオスが占める割合（オス比＝オス捕獲数÷オスとメスの総捕獲数）が高くなる。その後、徐々にメスも侵入するため、最終的には雌雄半々に近づき、オス比は約0.5となる。千葉県で行われた研究では、アライグマが爆発的な増加に転じる前の状態（遅滞相）のオス比を0.6以上としている（浅田 2013）。



(3) 被害の状況

ア 生態系被害

アライグマにとっては、水辺環境が重要な餌場となっているため、両生類や爬虫類の生息に大きな影響を与えるおそれがある。特に小型サンショウウオやカエル類などの両生類やニホンイシガメなどの爬虫類に対する捕食圧が強いと危惧されている。

茨城県内には、アライグマによる影響が危惧される希少な小型サンショウウオとして、ツクバハコネサンショウウオ（種の保存法 国内希少野生動植物種/茨城県レッドデータブック 2016 絶滅危惧ⅠB類）、クロサンショウウオ（茨城県レッドデータブック 2016 絶滅危惧Ⅱ類）、イワキサンショウウオ（種の保存法 特定第二種国内希少野生動植物種/トウキョウサンショウウオとして、茨城県レッドデータブック 2016 準絶滅危惧）などが生息している。

その他、貝類（淡水二枚貝や陸生貝類など）や鳥類の捕食、フクロウやタヌキなどの資源競合などが危惧されている。

イ 農作物被害

アライグマは、野菜や果実などの農作物を採餌することで農業に被害を与えている。特に、ブドウやトウモロコシ、スイカ、メロンといった甘くてみずみずしい農作物の

被害報告が多い。その他、ナシ、落花生、トマト、イチゴ、サツマイモ、ブルーベリーなどの被害が報告されている。

農作物被害は増加傾向にあり、令和元年度には約 860 万円であった被害金額が、令和 6 年度には約 2,500 万円にも上っている。地域別にみると県南地域と県西地域で被害が大きく、また増加傾向も著しい（図 4）。

ウ 生活環境被害

アライグマは家屋侵入、家庭菜園被害、ペット・観賞魚の捕食、文化財損傷など人間の生活環境に被害をもたらす。ただし、ハクビシンによる被害との区別がつきにくいことから、アライグマによる被害と認識されていない可能性がある。

家 屋 侵 入：天井裏等の糞尿汚染、足音や鳴き声による騒音

家 庭 菜 園 被 害：家庭菜園で作っている農作物等の食害

ペット・観賞魚の捕食：メダカやコイ、カメなどの捕食

文 化 財 損 傷：寺社仏閣の柱などへの爪痕や糞尿汚染

エ 公衆衛生被害

アライグマは、人間と野生動物の両方に感染する病気（人獣共通感染症）を運ぶおそれがある。SFTS（重症熱性血小板減少症候群）はマダニ媒介性の感染症であり、アライグマの体表には多くのマダニが寄生していることから、人間の生活環境の近くにアライグマが運搬し、地域のマダニの増加を促進している可能性も指摘されている。実際に茨城県内でも SFTS 症例の報告があることから、公衆衛生の観点からもアライグマによる被害が強く危惧される。

その他、アライグマが感染伝播に関与すると考えられる主な人獣共通感染症としては、レプトスピラ症、ダニ媒介性脳炎、日本紅斑熱、東洋眼虫などがある。

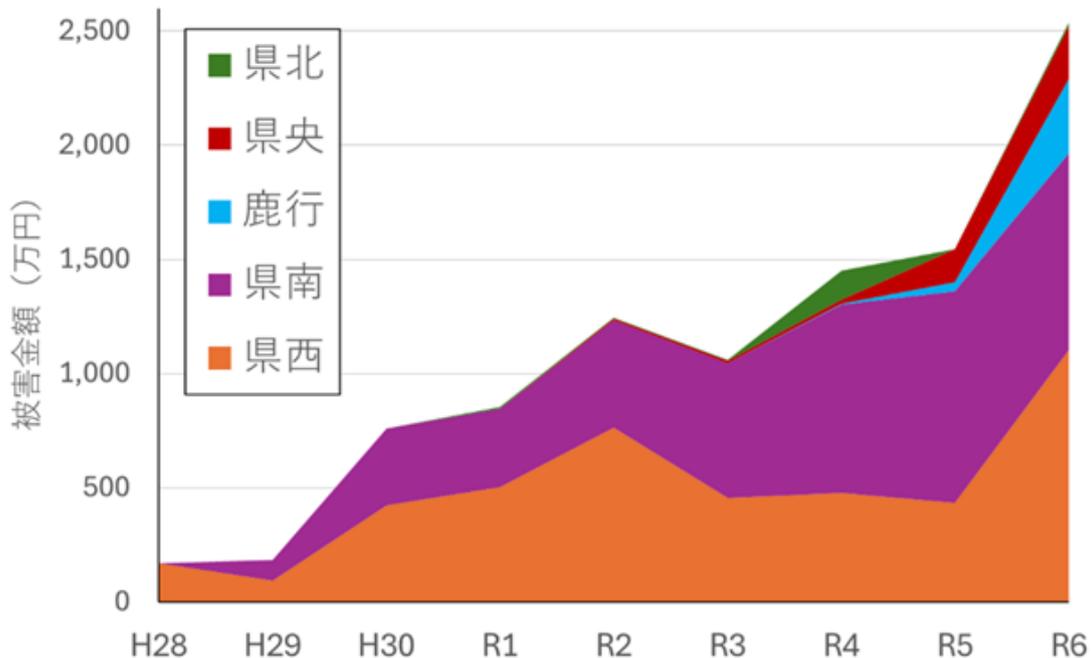


図4 地域ごとのアライグマの農作物被害の推移
(茨城県病害虫防除所、農林水産部農地局農村計画課調べ)

(4) 対策の状況

県内におけるアライグマの捕獲数（「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下、鳥獣保護管理法）に基づく有害鳥獣捕獲の許可による捕獲及び外来生物法に基づく防除としての捕獲）は増加傾向にある。特に、県南地域と県西地域で捕獲が多い傾向にあり、この2地域で全体の捕獲数の約9割を占めている。いずれの地域でも捕獲数は増加傾向にある（図5）。

本県では毎年、「防除従事者講習会」を開催し、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有した従事者の養成に努めている（本講習を修了し、市町村から従事者証が発行されると、狩猟免許がなくても外来生物法に基づく防除としての捕獲に参加することができる。詳細は後述「基本的な捕獲の方法」を参照のこと）。

農作物被害対策として、専門知識や対策技術の普及にも努めている。鳥獣被害対策に取り組む農業者や行政機関の担当者、地域住民を対象に、アライグマ対策に有効な電気柵設置方法や捕獲手法の研修を実施している。

また、公衆衛生の観点から、茨城県衛生研究所ではアライグマの捕獲個体を対象にSFTS ウイルスのモニタリング調査を実施している。

以上の現場での対策に加え、県民研修会・イベントの開催やアライグマ被害防止マニュアルの作成・配布を通して、普及啓発を実施している。

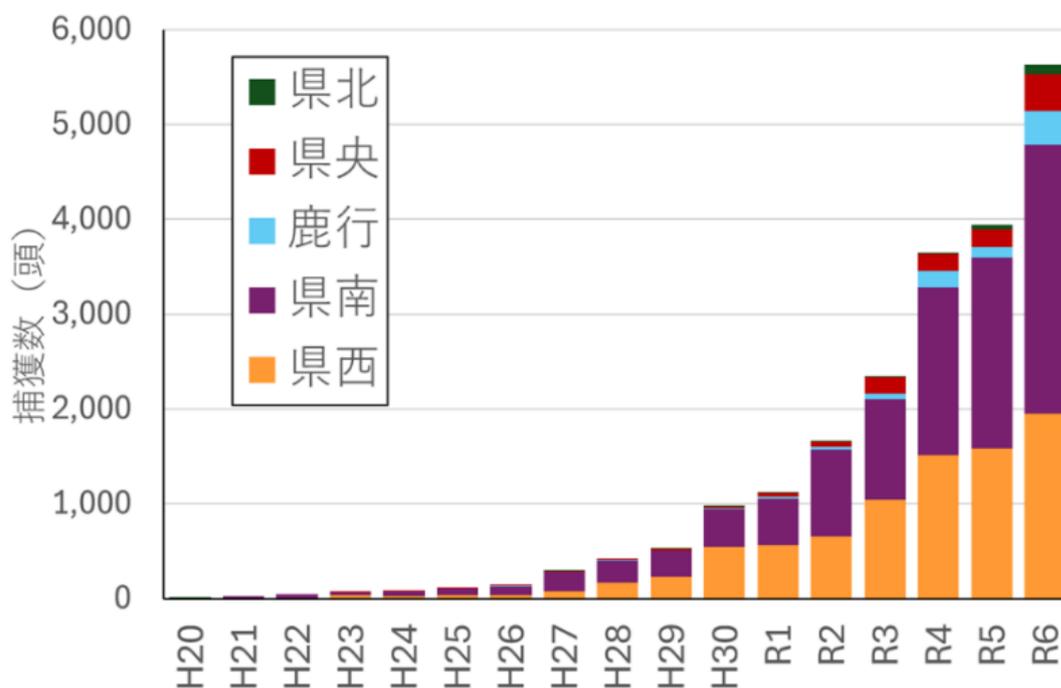


図5 地域ごとの捕獲数の推移

(5) 捕獲個体の取扱い状況

第3次計画期間までに計画に基づき捕獲された個体については、外来生物法に基づく譲受けや飼養の申請はない。

(6) 第3次計画の遂行状況を踏まえた対策強化方針

第3次計画期間では、野外からの完全排除を最終目標として、各主体がアライグマ対策に取り組んできた。県は、研修会の開催や市町村へのわなの貸出などを通して捕獲圧強化に取り組み、アライグマの生態や対策方法など普及啓発に努めてきた。市町村は、従事者の管理や住民へのわなの貸出、捕獲や情報収集などそれぞれの地域の実情にあわせて対策を実施してきた。県民は、防除従事者としてアライグマの捕獲、各種被害の防止対策などに取り組んできた。

これらの対策を実施していなかった場合、被害の状況はさらに深刻化していた可能性が高いと推測される。一方で、計画期間を通じたアライグマの分布拡大及び被害は依然として増加傾向であった。これにより、第3次計画の野外からの完全排除の目標を維持することの実現可能性が課題となった。

以上を踏まえて整理すると、目標達成のために今後一層強化すべき課題として、「防除に係るリソース」「情報管理体制」「普及啓発」が挙げられる。そこで、下記のとおり対策強化方針を定めた。

ア 防除に係るリソースの強化

予算や人員、機材などの防除に係るリソースが不足している地域もある。例えば、複数の市町村でわなの貸し出しを行っているが、多くの地域でわなが慢性的に不足する事態に陥っている。この状況を打開するため、予算確保やわなの購入など、防除に係るリソースの確保が求められる。

イ 情報管理体制の強化

第3次計画から捕獲個体の情報収集体制の強化を進めており、情報が収集されつつある。一方で、わなの設置日・回収日の情報などアライグマの生息状況をモニタリングするために必要なCPUE（Catch Per Unit Effort、捕獲努力量あたりの捕獲数）の算出に情報がまだまだ集まっていないなど、情報収集体制に改善の余地がある。情報の収集とフィードバックを強化し、アライグマの生息状況のモニタリングを進める必要がある。

ウ 普及啓発の強化

第3次計画でも講習会やイベントの開催等を実施してきたが、被害対策の強化のためにはより一層の普及啓発に力を入れる必要がある。生態や痕跡などの基礎情報に加え、農業被害対策のための適切な防除方法や人獣共通感染症の予防方法など具体的な内容についても普及啓発が必要である。

7. 第4次計画の内容

(1) 防除の目標

本県では、アライグマの捕獲数が増加しており、分布が拡大し県全域に及んでいることから、県内の生息個体数が増加していると推察される。農作物被害も増加傾向にあることから、今後もさらなる被害の拡大が懸念される。そこで、短期的には生息個体数の増加抑制及び分布域の拡大防止とともに被害の低減化を目標とし、最終的には本県における野外からの完全排除を目指す。

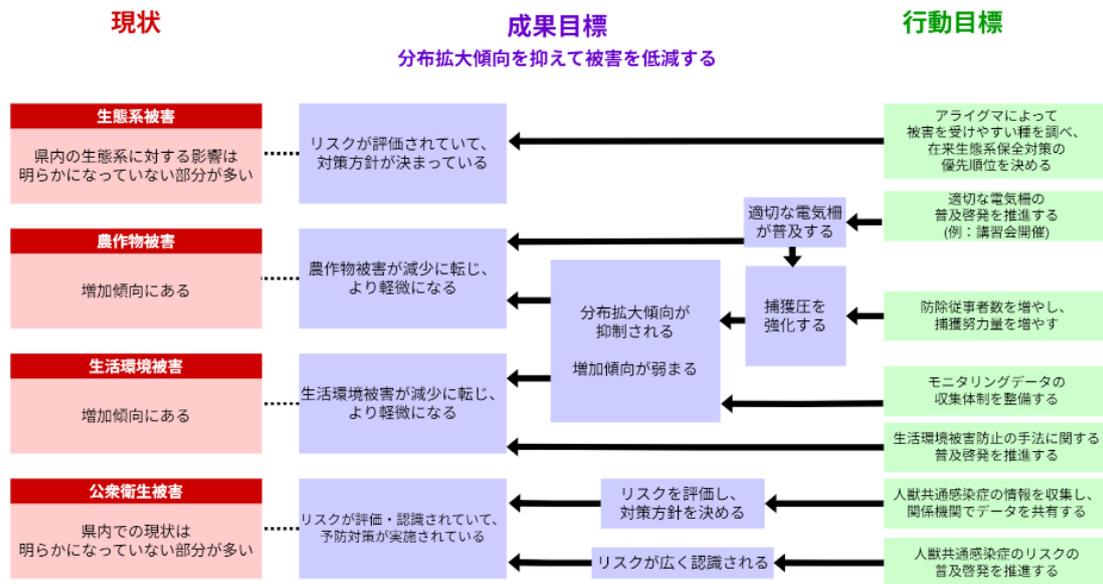


図6 第4次計画における成果目標及び行動目標

(2) 防除区域ごとの短期目標

アライグマの捕獲状況や被害状況を鑑み、県内を複数の防除区域に分け、防除区域ごとに短期目標を定める。県内で面積あたりのアライグマの捕獲数が多い市町村から順に「最重点防除区域」、「重点防除区域」、「準重点防除区域」と設定した。令和3年度から令和6年度までにアライグマの捕獲がなく、農業被害も確認されなかった市町村は「警戒防除区域」と設定した。なお、計画期間中も、必要に応じ防除区域の変更を行うこととする。

防除区域の定義及び目標は下記のとおりとする。

表 1 防除区域の定義及び目標

防除区域	定義	目標	市町村数
最重点防除区域	R3～R6の1km ² 当たり捕獲数が6頭以上であった市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○捕獲圧を強化するため、県との協力のもと、わな数を重点的に増やす(わな数が不足する場合等は、県が保有するわなの貸出の措置を特に優先的に講じる) ○防除従事者講習会を開催し、従事者数を増やす ○農作物被害が生じている地域では、電気柵の設置を推進する ○アライグマの生態や被害対策、感染症対策など基礎情報に関して、普及啓発を推進する 	8
重点防除区域	R3～R6の1km ² 当たり捕獲数が1頭以上6頭未満であった市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○捕獲圧を強化するため、県との協力のもと、わな数を増やす ○防除従事者講習会への住民参加を推進する ○農作物被害が甚大な地域では、電気柵の設置を推進する ○アライグマの生態や被害対策、感染症対策など基礎情報に関して、普及啓発を推進する 	17
準重点防除区域	R3～R6に捕獲があった市町村のうち1km ² 当たり捕獲数が1頭未満であった市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○わなが足りていない場合は、県との協力のもと、貸し出しわな数を増やす ○防除従事者講習会の開催を住民に周知する ○農作物被害が甚大な地域では、電気柵の設置を推進する ○アライグマの生態や被害対策、感染症対策など基礎情報に関して、普及啓発を推進する ○分布状況のモニタリングを実施する 	19
警戒防除区域	R3～R6に捕獲がなく、農業被害も確認されなかった市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○アライグマの生息が確認された際に捕獲が実施できるように、貸し出しわなを準備する 	0

ア 最重点防除区域

令和3年度から令和6年度までの単位面積1km²当たりの累計捕獲数が6頭/km²と県内でも特に多い以下の8市町村を最重点防除区域とする。

最重点防除区域は、県内でも特にアライグマの個体数が多いと推測される区域であり、捕獲圧の重点的な強化が必要である。

表2 最重点防除区域に属する市町村

地域名	市町村名	市町村数
県南	土浦市、守谷市、かすみがうら市、つくばみらい市、利根町	5
県西	古河市、坂東市、五霞町	3
計		8

イ 重点防除区域

令和3年度から令和6年度までの単位面積1km²当たりの累計捕獲数が1～6頭/km²と、最重点防除区域に次いで多い以下の17市町村を重点防除区域とする。

重点防除区域は、最重点防除区域に次いでアライグマの個体数が多いと推測される区域であり、捕獲圧の強化が必要である。

表3 重点防除区域に属する市町村

地域名	市町村名	市町村数
県央	水戸市、茨城町	2
鹿行	鹿嶋市、鉾田市	2
県南	石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、阿見町、河内町	7
県西	結城市、下妻市、常総市、筑西市、八千代町、境町	6
計		17

ウ 準重点防除区域

令和3年度から令和6年度までの単位面積1km²当たりの累計捕獲数が1頭/km²未満と、県内では比較的少ない以下の19市町村を準重点防除区域とする。

準重点防除区域は、重点防除区域に次いでアライグマの個体数が多いと推測される区域である。捕獲数自体は他の区域よりも少ない傾向にあるものの、いずれの市町村でも捕獲は確認されており、現在の県の捕獲数増加傾向を鑑みると今後より捕獲数が増える可能性が高い。そこで、現在捕獲数や被害報告が少ない場合でも、対策の体制整備が必要である。

表4 準重点防除区域に属する市町村

地域名	市町村名	市町村数
県北	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町	6
県央	笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、大洗町、城里町、東海村	7
鹿行	潮来市、神栖市、行方市	3
県南	稲敷市、美浦村	2
県西	桜川市	1
計		19

エ 警戒防除区域

捕獲実績や被害が確認されていないものの、周囲の状況から今後、侵入と定着のおそれがある市町村を警戒防除区域とする。警戒防除区域では、アライグマの侵入が確認された場合に迅速に対応できるような体制の整備が求められる。ただし、現時点で本県では全ての市町村で捕獲が確認されているため、警戒防除区域に該当する市町村はない。

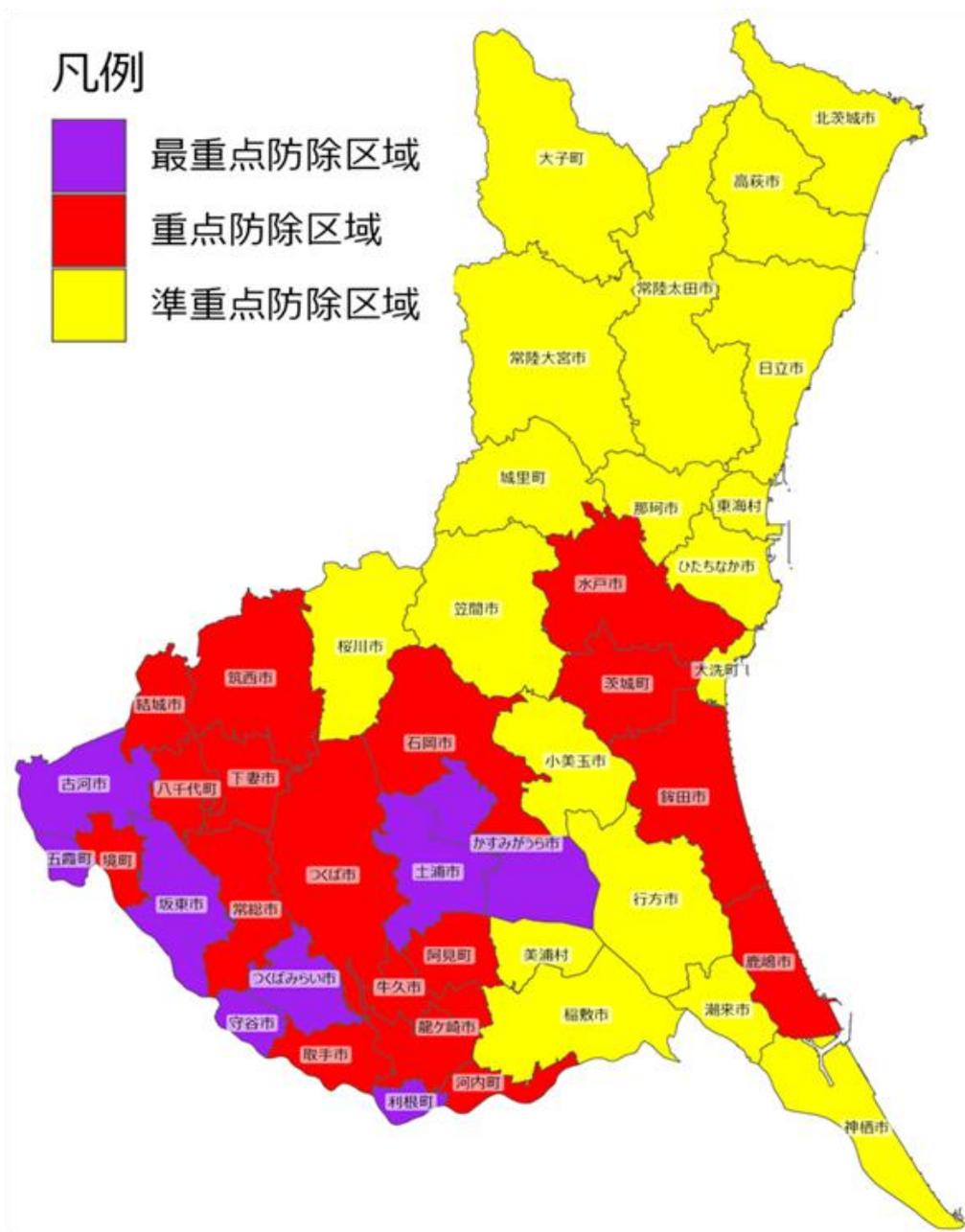


図7 第4次防除実施計画における防除区域

(3) 防除の内容

ア 防除の実施

防除の実施にあたっては、県及び市町村が実施主体となり、地域住民、関係団体、研究機関等の協力を得ながら、防除を実施することとする。

なお、防除を実施する際は、外来生物法や鳥獣保護管理法、その他関係法令を遵守するものとする。

(ア) 捕獲の実施主体

具体的な役割分担は次のとおりとする

a 県

捕獲個体の処分及び焼却等による処分個体の処理、アライグマ捕獲実施記録の収集と蓄積、CPUE（捕獲努力量あたりの捕獲数）等の指標の算出、捕獲結果やモニタリング状況のフィードバック、結果に基づく計画や防除目標の見直し、近接市町村間の状況共有による捕獲推進の働きかけ、計画の進行管理、市町村の取組に対する財政的・技術的支援又は助言指導等を実施し、それに向けた予算確保に努める。また、必要に応じて緊急的な防除を実施する。

b 市町村

捕獲等に従事する者の管理、捕獲、処分場への運搬、焼却等による処分個体の処理（焼却の場合は近接市町村との処理場所の共用の検討を含む）、捕獲情報の収集と記録を行い、県への報告及び近接市町村情報の把握等を実施する。また、処分方法等を県へ協議のうえ捕獲個体の処分を実施することもできる。

c 県民

県及び市町村の施策等に協力のうえ、捕獲従事者となり捕獲作業を担う。捕獲従事者は、捕獲活動の実績を捕獲等記録（資料2-2別紙）に記録し、市町村に報告する。捕獲等の活動をする際には、県又は市町村が開催する防除従事者講習会を受講するなど、適切な捕獲と安全対策に留意する。

(イ) 基本的な捕獲の方法

原則として、小型のはこわなを使用する。

後述する捕獲個体の処分のための装置への入れ込み等を考慮すると、小型のはこわなの規格としては、【幅 26.5cm 以内、高さ 25cm 以上～31.5cm 以内、奥行 60cm 以上～81.5cm 以内】が想定される。踏み板式の形式が一般的であり、また、軽く丈夫で運搬が容易なものが望ましい。

ただし、現場の状況等により、やむを得ず小型のはこわな以外の方法を用いる場合は、適切かつ効果的な方法を用いるものとする。

また、7(3)ア(ク)で規定するとおり、鳥獣保護管理法に基づく捕獲と連携して防除を実施する場合は、該当する捕獲許可証もしくは指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載された猟具を用いる。

※アライグマは在来種のタヌキなどよりも体格が大きく（例えば大型個体の体重 10kg 超など（資料 1 を参照）、そのため、小さなはこわなを使用すると警戒心などから捕獲効率が低下するおそれ等がある。

※踏み板式が一般的だが、錯誤捕獲を回避できる加工わなの利用がさらに望ましい（例えば、資料 3 を参照）。また、接合部の破壊による逸出を防止するための結束バンド等での補強も同様のこと。

※参考までに、これら条件を満たし入手しやすいはこわなとして、Woodstream-Havahart Model#:1079 などがある。

捕獲の実施に際しては次のとおりとする。詳細をフローチャートで示したものは図 8 のとおりである。

- a 市町村は、捕獲等に従事する者（以下「従事者」という。）からの申出等（資料 2-1 を参照）に基づき、従事者に対し、外来生物法に基づく防除を実施していることを証する従事者証（資料 2-2 を参照）を発行する。また、従事者数、従事者とその担当区域等をまとめ、従事者台帳（資料 2-3 を参照）として管理する。
- b はこわなの使用については、原則として、わな猟免許を有する者が行うこととする。ただし、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者については、わな猟免許非所持者であっても従事者としてすることができる。（住宅敷地又は農地を所有又は管理する者又はその者から捕獲等の依頼を受けた者が当該敷地内ではこわなを使用する場合は、上記と同様に、わな猟免許非所持者であっても従事者としてすることができるものとする。この場合にあっても、下記 c に規定する研修会の修了促進及び他の従事者の指導や立会等、適切な捕獲と安全の確保に留意することとする。）
- c 県や市町村は狩猟免許を有する者による研修会の開催等により、アライグマの個体数減少のための適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有した従事者の養

成及び捕獲技術の向上に努めるものとする。当該研修の修了者は、bのただし書きに規定する免許非所持者の従事者とすることができることとする。

なお、第3次計画期間以前の当該研修の修了者についても、同様に、引き続き免許非所持者の従事者とすることができることとする。

- d cで定める県が開催する研修会にあたっては、県民センター環境・保安課及び県民生活環境部環境政策課県央環境保全室が、本計画期間内において、所轄の市町村の区域の従事者を養成する研修を開催する。

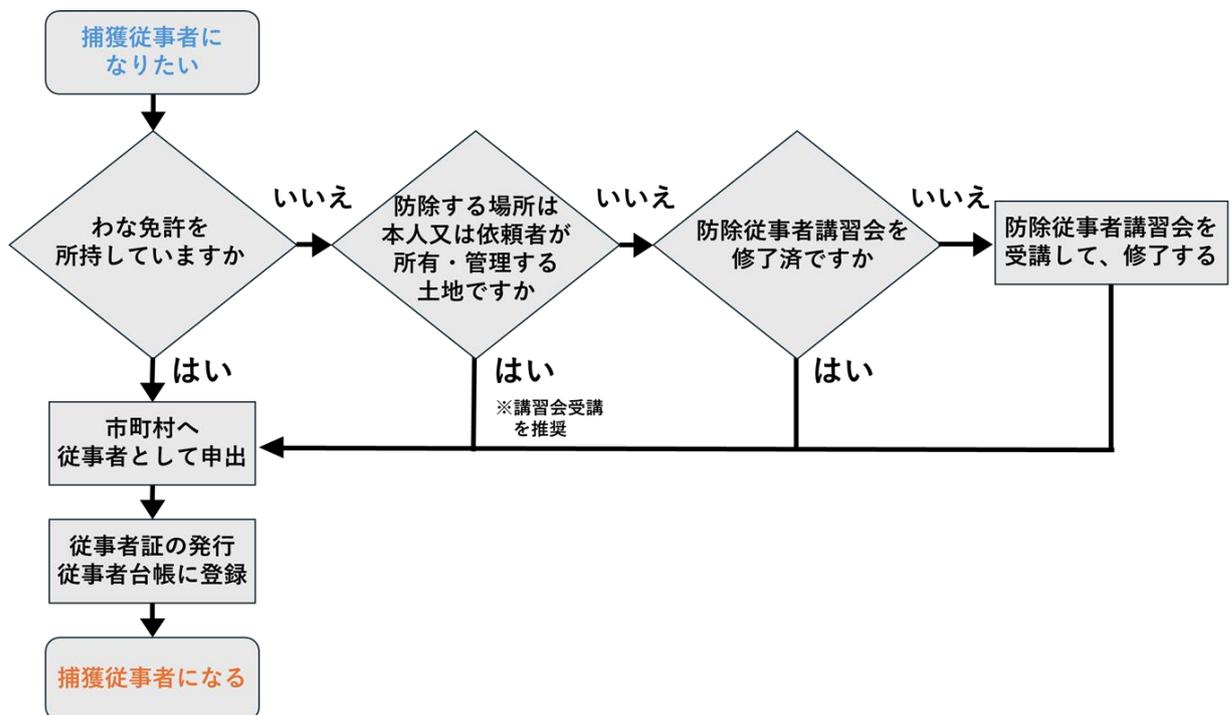


図8 捕獲従事者になるまでの手順

(ウ) 捕獲の際の留意点

市町村及び従事者は、捕獲を実施する際、資料3の事項に留意するものとする。

(エ) 捕獲個体の取扱い

捕獲個体は、市町村からの依頼に基づき、原則として県が処分を行う。

ただし、処分方法等について県へ事前に協議のうえ、市町村主体で処分を行うこともできる。

処分方法は、動物福祉及び公衆衛生に配慮し、二段階注射や炭酸ガス方式等、「動物の殺処分に関する指針」(平成7年7月4日総理府告示第40号)に基づく方法とする。

捕獲地から処分場までの個体の運搬は、市町村及び従事者が実施する。
処分個体は、原則として県又は市町村が、焼却等適切に処理するものとする。
なお、処分個体は、後述するモニタリングに必要なデータに供する。

(オ) 捕獲個体の譲受けと飼養

捕獲個体について、学術研究、展示、教育、その他公益上の必要があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ている者、又は同法第4条第2号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる者に譲渡することができるものとする。

なお、引取飼養等を希望する者に捕獲個体を譲渡する場合には、県は、下記の要件を確認のうえ譲渡証明書を発行する。

<譲渡の要件>

- 外来生物法の規定に基づく引取飼養等に係る許可を受けていること。
- 捕獲個体を一定数収容できる施設を有していること。
- 捕獲個体を県又は市町村から速やかに引取りできること。
- 引取後30日以内に、不妊手術、マイクロチップの装着、感染症予防の措置を実施すること。
- 引取状況を記録し保管するとともに、引き取りした個体の飼養等の状況等について継続的に必要な情報収集及び報告を行うこと。

(カ) 傷病獣等個体又は錯誤捕獲個体の取扱い

アライグマが傷病鳥獣として保護又は錯誤捕獲個体として捕獲された場合は原則として放獣は行わず、上記(エ)に準じて取り扱うこととする。

(キ) 緊急的な防除

人に危害を与えるおそれがある場合や希少な野生生物への被害が発生するおそれがある場合、又はその他の事由により緊急的に対応する必要がある場合には、緊急的な防除を実施する。

(ク) 鳥獣保護管理法に基づく捕獲等との連携

アライグマの捕獲は、現在、外来生物法に基づく防除としての捕獲とともに、鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲の許可による捕獲（地域住民等の個人の捕獲又は「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号）に基づく被害防止計画による鳥獣被害対策実施隊等の捕獲のい

ずれも含む。以下同じ。)及びその他の捕獲許可による捕獲など(以下「有害鳥獣捕獲等」という。)、根拠法令を異にする複数の捕獲が行われている。

アライグマの増加を抑制するためには、1頭でも多く捕獲する必要があるため、本計画に沿った外来生物法に基づく防除のための捕獲活動と、鳥獣保護管理法に基づく捕獲活動が効果的に連携し、捕獲圧の強化を達成していく必要がある。しかし、たとえ特定外来生物であっても、鳥獣保護管理法のみに基づく捕獲活動では、条件によってはアライグマの捕獲が無許可もしくは錯誤捕獲に該当し、法的に放獣が必要となる場合がある。近年の捕獲数の増加傾向からアライグマの生息個体数は増加していると考えられ、こうした事態が生じやすくなっている可能性が高い。

以下に、鳥獣保護管理法が定める捕獲区分ごとに、錯誤捕獲が生じる状況をまとめたいうえで、その発生を未然に防ぎ、全ての捕獲個体を適法に処理するための方針を示す。

a 鳥獣保護管理法が定める捕獲区分と錯誤捕獲

(a) 狩猟

アライグマは狩猟鳥獣に含まれているため、錯誤捕獲は生じない。狩猟者は鳥獣保護管理法に則り適正に捕獲を実施し、適正に報告を行うことのみを求められる。なお、捕獲した個体を、殺処分を目的に一時的に保管・運搬することは外来生物法の飼養等の禁止の適用が除外されている(外来生物法施行規則 第二条 二十)。

(b) 許可捕獲(有害鳥獣捕獲等)

捕獲許可にアライグマが含まれており、かつ捕獲数が許可頭数を超過しない限り、錯誤捕獲は生じない。そのため、捕獲頭数が許可を受けた頭数を超過した場合は無許可となり、放獣の法的な義務が生じる。なお、許可の範囲内で捕獲した個体を、殺処分を目的に一時的に保管・運搬することは外来生物法の適用除外規則により認められている。また、鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲と外来生物法による防除としての捕獲制度の概要を表5に示す。

(c) 指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲

アライグマは指定管理鳥獣に含まれていないため、当該事業の権限のみで捕獲されたアライグマは全て錯誤捕獲となる。

b 錯誤捕獲を避けるための方策

想定されるアライグマの生息状況を考慮すると、許可捕獲における捕獲頭数の上限を事前に算出することは困難であるといえる。また、雑食性であるアライグマが、イノシシ等のわなに設置された餌に誘引され、捕獲される可能性は高いといえる。そのため、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業のいずれにおいても、無許可もしくは錯

誤捕獲が生じる可能性が高いといえる。

このような場合において、捕獲されたアライグマを放獣することなく、外来生物法に基づく処分を可能とするために、以下のとおり、事前に準備調整を行う。

(a) 捕獲従事者の防除従事者登録

許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業における全ての捕獲従事者は、その狩猟免許の取得状況にかかわらず、防除従事者として登録し、捕獲作業中には従事者証を常時携帯する。

(b) 防除公示に基づく標識の併設

許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業において、銃器以外の猟具を用いて捕獲する際には、それぞれの捕獲活動等で求められる標識に加え、防除公示に基づく標識を併設することとする。

なお、鳥獣保護管理法及び外来生物法においては、異なる法令に基づく標識の併設を禁止する規定はない。

c 他の有害鳥獣の錯誤捕獲の回避

外来生物法に基づく防除としての捕獲の実施にあたり、アライグマと生息状況や被害情報等が類似する有害鳥獣（特に外来種であるハクビシン等）が錯誤捕獲される可能性がある場合は、可能な限り、あらかじめ鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲の許可を得ることとする。

なお、有害鳥獣捕獲の許可申請にあたっては、許可頭数以上に捕獲することができないため、外来種の有害鳥獣捕獲については、許可頭数を上限に捕獲を中止することにならないよう、十分な頭数を設定する。

d 鳥獣保護管理法に基づく捕獲における情報収集

県は、狩猟もしくは指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲にあっても外来生物法の防除と同様に取り扱い、その捕獲に関する情報の把握、収集を行うこととする。市町村は、有害捕獲等にあっても外来生物法の防除と同様に取り扱い、その捕獲に関する情報の把握、収集を行うこととする。

表5 アライグマ捕獲に係る根拠法令別制度概要

	外来生物法に基づく防除	鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可 (主に有害鳥獣捕獲の許可)
目的	○生態系、人の生命もしくは身体、農林水産業に係る被害の防止 ●生態系からの完全排除も含んだ計画的防除が可能 ○被害未発生時の予防的捕獲	○生活環境、農林水産業、生態系に係る被害の防止等 ○野生鳥獣の保護と両立が必要 ○被害未発生時の予防的捕獲
捕獲個体の取扱い	●生きたままの運搬等を伴う防除が可能 ○処分場で原則として県が処分実施(市町村の処分実施も可能)	○捕獲地での殺処分、又は地方公共団体職員等への引渡し(許可時に個別に規定)(処分のための一時的な保管又は運搬は可能)
わな猟免許非所持者の取扱い	●研修会を終了した場合等、従事者としてはこわなの使用(設営)から捕獲、運搬までの一連の作業が可能	○見回り、餌の設置は可能 ○はこわなの使用、止め刺し、運搬は原則不可 (捕獲個体を適切に処分でき、かつ住宅等の敷地内や農地等での被害を防止する目的であれば、捕獲が可能な場合がある)
鳥獣保護管理法の禁止猟法等	○使用不可 (本県では、原則としてはこわなのみ使用可能)	●禁止猟法の使用可能 (危険猟法は別途許可を受ければ使用可能)
捕獲数量	●数値の上限なし	○数量を決めて申請
捕獲期間	●防除実施計画期間中は常時	○原則として銃器以外(わな等)を使用する場合は、3ヶ月以内

(※●は外来種対策の観点から優れている点)

イ 防除を効率化するための取組

アライグマの捕獲と並行して、被害管理と生息地管理を複合的に実施することで、防除を効率的に進めることができる。農作物被害や生活環境被害等を軽減、予防するためには、餌場や繁殖場所として利用されないよう農業者や地域住民による被害地への侵入防止対策が重要である。アライグマ問題に対する理解に努め、地域全体で連携し、有効な対策(誘引要因の除去等)を速やかに講じるよう努めるものとする。

ここでは、アライグマの侵入を防ぐ物理的な対策としての被害管理と侵入の要因となる餌や場所等を排除する生息地管理に分けて記載する。

(ア) 被害管理

アライグマは手先が器用で木登りが得意な獣種である。そのため家屋等の侵入を防ぐには、壁や床下、屋根付近等の隙間など侵入口をふさぐことが重要である。特に古

い木造建造物など普段人が近づかない場合が多い場所へ注意が必要である。

アライグマの侵入行動の特徴として、登ることを優先するため、物理柵の効果は期待できない。そのため、農地等では下記の防護対策を推奨する。

a 電気柵（心理柵）

電気ショックにより痛みを記憶させて侵入を防止する心理柵である。設置の際は、電気柵線は、地上から 5 cm、線間の間隔を 10cm 以下とし、設置に際しては、地表面の状況に合わせて支柱の間隔を調整し、漏電に注意する必要がある。

b 複合柵

物理柵と電気柵を組み合わせた柵である。主に地上部から一定の高さまで物理柵で囲い、上部に電気柵を設置する。

(イ) 生息地管理

アライグマを誘引する餌資源やねぐら、繁殖場所となる隠れ場所を地域全体で排除することで被害予防につながる。以下、対策の例を記載する。

<対策の例>

家屋等

- 実のなる庭木や生ゴミ、ペットの餌などアライグマの餌になるものの点検、管理 など

農地等

- 廃棄野菜や果樹などの点検、管理
- 雑草等を除去し、耕作地や人家の周囲で藪を減らす など

(ウ) モニタリング

アライグマの増加抑制及び分布拡大阻止並びに最終的な完全排除に向けては、科学的、計画的な防除が不可欠である。そのためには、生息状況や被害情報等を把握するモニタリングを通じて、防除の効果検証を行うとともに、その結果を計画や防除目標の見直しに適切に反映する必要がある。

特に、当面は、生息密度の指標として用いられる（捕獲努力量あたりの捕獲数）と定着の程度の指標となるオス比（詳細は p. 5 コラム参照）の算出を目標とする。そのために市町村等は、雌雄などの捕獲個体データに加え、わなの設置期間（稼働日数）などの基礎情報の収集に努める。

県は、市町村等と協力して収集・提供された情報を基に、分析を行い、防除の進捗や課題などを把握し、市町村へ適切にフィードバックすることで、より効果的な対策の支援を行うものとする。

なお、分析は、県が研究機関等の協力を得て実施する。

＜把握、収集する情報＞

- a 捕獲に関する情報（使用したわなの位置、個数、期間、捕獲数、雌雄や体重などの捕獲個体情報）、目撃情報（分布状況等推定のための雌雄及び成獣幼獣の別等も把握が望ましい）、及び被害情報等（資料2-4、2-5、2-6を参照）
- b 上記a以外の調査研究による情報

＜モニタリングの役割分担＞

a 県

市町村と県民から報告された捕獲や被害及び被害防止対策状況に関する情報の集約、分析、結果のフィードバック、モニタリング調査及び研究を実施する。さらに被害対策等の情報発信と普及啓発、人獣共通感染症の監視、近隣都県との情報共有を実施する。

b 市町村

地域の捕獲や被害及び被害防止対策状況等に関する情報の把握と県への報告、防除従事者の管理と連携、被害対策等の情報発信と普及啓発を実施する。

c 県民

地域の捕獲や被害情報等を県又は市町村へ提供し、県又は市町村が実施するモニタリング調査に協力する。

＜報告、収集の方法＞

- a 県が処分を行う場合、市町村は、原則として処分場で捕獲に関する情報の報告を行う。
- b 市町村主体で処分を行う場合や捕獲を実施（わなを使用）したものの捕獲個体を得るに至らなかった場合、処分場での報告が困難な捕獲に関する情報がある場合等上記a以外の場合には、県は必要に応じ市町村に対して情報の報告を求めることができるものとする。目撃情報及び被害情報等についても同様とする。

以下、防除の取組についての県、市町村、県民の役割分担を表6にまとめた。

表 6 防除の役割分担

	捕獲等	予防管理	モニタリング	普及啓発
県	<ul style="list-style-type: none"> ○研修会の開催 ○市町村へはこわなの貸出 ○捕獲個体の処分 ○焼却等による処分個体の処理 ○関係機関と情報交換 ○市町村の取組に対する技術指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○モニタリング調査の実施 ○情報収集・分析 ○科学的データの蓄積 ○結果フィードバック (計画・防除目標の見直し) ○計画の進行管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○HP等による情報発信 ○国・各自治体・専門家等との情報交換 ○検討会等の開催
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○研修会の開催 ○従事者登録・管理 ○従事者へはこわなの貸出 ○捕獲の実施 ○捕獲個体の処分 (※県と事前協議のうえで実施可能) ○焼却等による処分個体の処理 ○有害鳥獣捕獲許可 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民へ情報提供 ○地域住民へ被害予防管理対策の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報把握・報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○普及啓発情報の発信 ○土地所有者等との合意形成 ○地域の問題・対策意識の醸成
県民	<ul style="list-style-type: none"> ○はこわなの設置協力 ○捕獲への従事 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○モニタリング調査への協力 ○目撃・被害情報等の報告 	

8. 防除の実施体制

(1) 行政機関の役割と連携

県、市町村、県民が一丸となってアライグマ防除を推進するためには、各行政機関の地域支援、農林水産、鳥獣・環境、公衆衛生等を担う部局が、市町村・一部事務組合から、県、国までの縦断的連携に加え、それぞれの階層において部局を超えて横断的に連携する必要がある。

縦断的連携及び横断的連携の模式図を図9に示す。

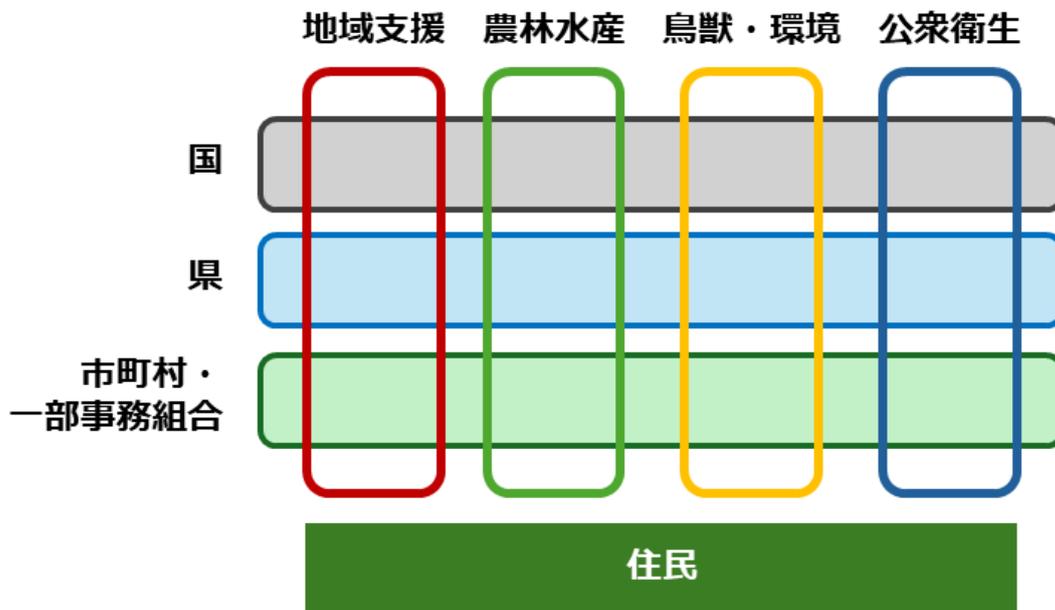


図9 縦断的・横断的連携の模式図

(2) 県民への普及啓発

県内では、地域により認知度、関心及び対応の度合に差があることから、防除実施に係る住民の理解の増進を図る必要がある。

そのため、県と市町村は、地域住民及び関係機関等に対し、アライグマの生態等の基礎知識、被害予防対策及び本県における現状と防除の必要性、人獣共通感染症の予防方法等について、パンフレットの作成、講習会の開催並びにホームページの活用等により普及啓発に努めるものとする。

(3) 関係機関との連携

県内関係者が一丸となってアライグマ防除を進めるためには、野生鳥獣との関わりが深い狩猟者団体や環境・自然保護団体等とも協力して防除を強化する必要がある。

そのため、防除の強化や情報交換、共通認識の醸成を目的とした協議会等の設置を必要に応じて検討するなど、関係団体や専門家、各行政機関等による連携を強化し、効果的、効率的な防除の実施及びその体制整備に努めることとする。

9. 進行管理

最終的には本県における野外からの完全排除を目指し、現在はその前々段階の「増加抑制フェーズ」として個体数増加や分布拡大の抑制を目指す。本計画で記載してきたとおり、現状を把握する体制を整えてモニタリングを実施しつつ、捕獲圧・被害対策の強化や防除・対策の効率化を通して目標の達成を目指す。

計画の進行管理は、計画の策定(P)→実行(D)→評価(C)→改定方針検討(A)のPDCAサイクルを基本に実施する。進行管理に際しては、常にモニタリングデータの収集・分析を通して現状の評価を行う。この評価に基づき、計画期間内においても順応的な見直しを行い、翌年度の対策に柔軟性を持たせることで、効果的かつ効率的な対策の推進を図る。

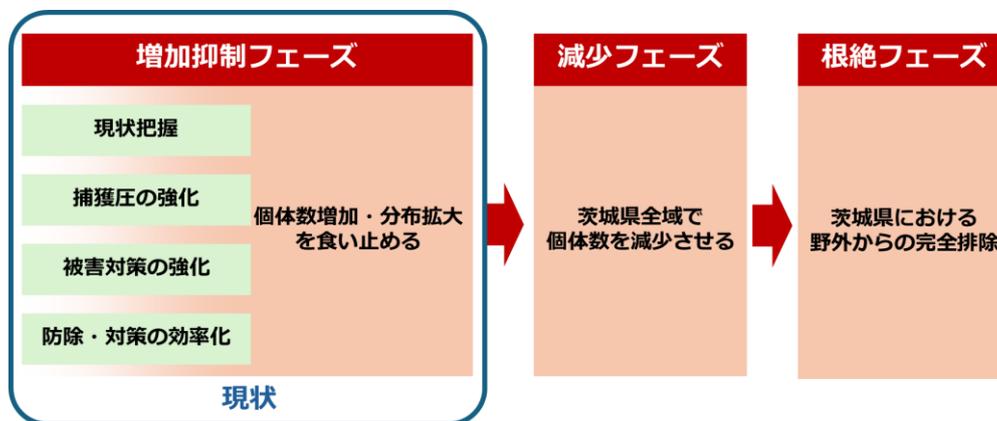


図 10 茨城県におけるアライグマ対策のロードマップ

参考資料

【論文・書籍等】

- 阿部豪 (2011) アライグマ 有害鳥獣捕獲からの脱却. (「日本の哺乳類-管理戦略と生態系保全-」 編: 山田文雄・池田透・小倉剛).
- 浅田正彦 (2013) ニホンジカとアライグマにおける低密度管理手法「遅滞相管理」の提案. 哺乳類科学 53(2): 243-255.
- 土井寛大・亘悠哉・永田純子 (2024) 森林総合研究所付近でロードキルによって斃死したアライグマ(*Procyon lotor*) から採取した外部寄生虫. 森林総合研究所研究報告 23(4): 121-126.
- 石黒佑紀 (2025) アライグマをとりまく人獣共通感染症. 埼玉西部アライグマ対策協議会調査報告書 1: 83-87.
- 石井秀空・栗山武夫 (2025) 自動撮影カメラに記録されたアライグマによる淡水二枚貝の捕食. 人と自然 35: 56-59.
- 金田正人 (2008) 外来生物アライグマ (*Procyon lotor*) がトウキョウサンショウウオ (*Hynobius tokyoensis*) 等に与える影響. 平成 19 年度関東地域アライグマ防除モデル事業調査報告書.
- 金田正人・加藤卓也 (2011) 外来生物アライグマに脅かされる爬虫両生類. 爬虫両棲類学会報 2011(2): 148-154.
- 栗山武夫・沼田寛生 (2020) 兵庫県神戸市におけるニホンアカガエル繁殖期に出没・カエルを捕食したアライグマの記録. 兵庫ワイルドライフモノグラフ 12: 35-48.
- 渡邊英之 (2024) アライグマ防除実施計画からみる広域関東圏におけるアライグマの生息状況. ニッチェ・ライフ 12: 5-8.
- 渡邊英之・古賀達也・木村開人・稲穂太一・石黒佑紀・石山遥香・佐々木翔哉・赤石旺之・小河淳寛・大坂桃子・浅妻祐一郎 (2025) 防除実施計画にみる全国のアライグマ防除の現状 (2022 年). 野生生物と社会 13: 33-42.
- 山口沙耶・角谷栄政・上野真由美 (2024) 市町村ができる特定外来生物アライグマの捕獲強化対策-北海道新十津川町の事例. 保全生態学研究 29: 5-13.
- 山崎晃司・佐伯緑・竹内正彦・及川ひろみ (2009) 茨城県でのアライグマの生息動向と今後の管理課題について. 茨城県自然博物館研究報告 12: 41-49.
- Baba K., Kaneda T., Nishimura H. and Sato H. (2013) Molecular Detection of Spotted Fever Group Rickettsia in Feral Raccoons (*Procyon lotor*) in the Western Part of Japan. Journal of Veterinary Medical Science 75(2): 195-197.
- Doi K., Kono M., Kato T. and Hayama S. I. (2021) Ecological traps and boosters of ixodid ticks: the differing ecological roles of two sympatric introduced mammals. Ticks and Tick-Borne Diseases 12: 101687.
- Doi K., Tokiwa T., Imoto M., Chou S., Yamasaki F., Kato T. and Hayama S. (2023) Molecular characterization of oriental eyeworm (*Thelazia callipaeda*) detected from raccoon (*Procyon lotor*) and Japanese raccoon dog (*Nyctereutes viverrinus*) in Kanto region, Japan. Parasites & Vectors 16: 116.
- Jamsransuren D., Yoshii K., Kariwa H., Asakawa M., Okuda K., Fujii K., Fukumoto S., Umemiya-Shirafuji R., Sasaki M., Matsumoto K., Yamaguchi E., Ogawa H. and Imai K. (2019) Epidemiological survey of tick-borne encephalitis virus infection in wild animals on Hokkaido and Honshu islands, Japan. Japanese Journal of Veterinary Research 67(2): 163-172.
- Kiuno, K., Kato, T., Otsubo, H., Kibe, R., Kataoka, Y. and Hayama, S. (2022)

- Epidemiological study of pathogenic leptospira in raccoons (*Procyon lotor*) in a suburb of Tokyo, Japan. *Animals* 13: 21.
- Saeki, I., Niwa, S. and Osada, N. (2017) Predation of a Rare Arboreal Land Snail *Euhadra brandtii* sapporo by Introduced Common Raccoon *Procyon lotor*. *Journal of the Malacological Society of Japan* 75. 83-87.
- Tatemoto K., Ishijima K., Kuroda Y., Mendoza M. V., Inoue Y., Park E., Simoda H., Sato Y., Suzuki K., Morikawa K. and Maeda K. (2022) Roles of raccoons in the transmission cycle of severe fever with thrombocytopenia syndrome virus. *Journal of Veterinary Medical Science* 84: 982-991.

【国による資料】

- 環境省中国四国地方環境事務所 (2012) 行政担当者のためのアライグマ防除体制構築の手引き.
- 環境省近畿地方環境事務所 (2008) 近畿地方アライグマ防除の手引き (地域から構築する効果的な防除) .
- 環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室 (2025) アライグマ防除の手引き.

【都道府県等による資料】

- 北海道 (2009) 北海道アライグマ防除技術指針.
- 北海道環境生活部・北海道立総合研究機構 エネルギー・環境・地質研究所 (2023) 北海道アライグマ捕獲プログラム.
- 栃木県 (2021) 栃木県アライグマ・ハクビシン防除実施計画.
- 埼玉県 (2022) 埼玉県アライグマ防除実施計画.
- 千葉県 (2021) 第2次千葉県アライグマ防除実施計画.
- 東京都 (2022) 東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画 (令和4年度改定) .
- 神奈川県 (2016) 第3次神奈川県アライグマ防除実施計画.
- 神奈川県 (2024) 第4次神奈川県アライグマ防除実施計画-外来生物法に基づく防除の公示に係る資料-.
- 新潟県 (2023) 第1次新潟県アライグマ防除実施計画.
- 石川県生活環境部自然環境課. (2019) アライグマ防除マニュアル.
- 大阪府 (2022) 第4期大阪府アライグマ防除実施計画.
- 福岡県 (2024) 福岡県アライグマ防除実施計画.

資料一覧

資料1 アライグマの特徴

資料2 参考様式（様式例）

- 1 茨城県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等届出書
- 2 茨城県アライグマ防除実施計画に基づく従事者証
- 3 茨城県アライグマ防除実施計画に基づく従事者台帳
- 4 アライグマ捕獲実施記録
- 5 アライグマ目撃情報記録
- 6 アライグマ農作物被害記録(調査表)
- 7 アライグマ捕獲時の関係地域住民等への周知
- 8 茨城県アライグマ防除実施計画に基づく標識

資料3 アライグマの捕獲等に関する留意事項

資料4 『アライグマから農作物を守る!被害防止マニュアル』

資料5 アライグマに寄生するマダニに関する注意喚起

資料6 市町村別捕獲数の推移

資料 1 アライグマの特徴

	具体的な特徴
分布	・ 原産地 北米及び中南米
形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 頭胴長 40～60cm / 尾長 20～40cm ・ 体重 2～12kg で、成獣はオスがメスよりも大きい 茨城県ではオス成獣で平均 8kg、メス成獣で平均 6kg ほど ・ 体毛 灰白色のものが多いが、個体変異あり 目のまわりから頬にかけて黒いマスク模様がみられる 尾には長く密に毛が生え、4～7 条の黒色のリング状の縞模様がある
生態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食性 雑食性 果実、小型哺乳類、両生類、爬虫類、魚類、鳥類の卵、昆虫類、甲殻類等に加え、農作物など環境の状況に柔軟に対応して様々な餌を食べる傾向がある ・ 繁殖 一夫多妻制の社会構造 交尾期にオスが複数のメスと交尾するが、妊娠しなかったメスは別のオスとも交尾する オス、メスともに単独生活で、発情・交尾期のみペアが形成される 発情・交尾期は 2～3 月だが地域により差がある。約 2 ヶ月の妊娠期間後に日本では平均 3～5 頭を出産 和歌山県や神奈川県では 8 月以降の出産事例もある 産子数が多いにもかかわらず、1 歳未満の初期死亡率が低い (50%未満) ・ 寿命 野生下の平均寿命は 3～5 年程度、最長寿命は 13～16 年
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 足指が長く前足を器用に使うことができ、木登りや泳ぎが得意 成獣になると気性が荒くなり、力も強くなる ・ 原則夜行性 ・ 樹洞、他の動物が地中に掘った巣穴や隙間の多い民家、寺社仏閣などを昼間の休憩場所や繁殖場所として利用する ・ 浅い水辺を好むが、森林や湿地、農耕地、市街地等、人間の生産・生活の場を含む幅広い生息環境に適應できる ・ 行動域は環境条件によって異なり、10ha から 2,000ha 以上まで様々 ・ 冬期には冬眠はしないが活動を低下させる

茨城県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等届出書

年 月 日

〇〇市町村長 殿

郵便番号
住 所
氏 名
職 業
生年月日 年 月 日生
電話番号

茨城県アライグマ防除実施計画に基づき、アライグマの捕獲等を行うので、次のとおり届け出ます。

番号	※			
捕獲等をしようとする目的		1 生態系被害防止 2 農作物被害防止 3 生活環境被害防止 4 その他 ()		
捕獲等をしようとする期間		年 月 日から 計 画 終 了 時 まで		
捕獲等をしようとする区域・場所				
捕獲の方法				
わな猟免許 の有無	有・無	狩猟免許番号	交付年月日	交付した都道府県知事名
防除従事者講習会 の受講状況		受講結果	受講日	研修開催機関名

生息状況 (目撃情報など)	
被害時期	
被害内容	

- 備考 1 ※印の欄には記入しないでください。
2 記入欄が不足する場合は、別に記入した書類を添付してください。
3 わな猟免許を所持している場合は「狩猟免許番号」、「交付年月日」、「交付した都道府県知事名」欄を記入してください。
また、同免許を所持していない場合には、防除従事者講習会の受講状況欄を記入してください。

添付書類 捕獲等をしようとする区域・場所を明らかにした図面

第 号

茨城県アライグマ防除実施計画に基づく
従事者証

〇〇市町村長

注 意 事 項

- 1 従事者証は、アライグマの捕獲等に際しては必ず携帯しなければならない。かつ、他人に使用させてはならない。
- 2 従事者証の交付を受けた者は、捕獲等をする期間終了後 30 日以内に、〇〇市町村長に従事者証を返納し、かつ、捕獲等について「捕獲等記録」により報告をしなければならない。

住 所	
氏名 (団体名)	
生年月日	
目 的	
捕獲等をする区域	
捕獲等をする期間	
捕獲の方法	
捕獲後の処置	
備 考	

捕獲等実績報告				
捕獲等の場所		数量		備 考
(捕獲結果は、別途「捕獲等記録」に記載してください。)				

茨城県アライグマ防除実施計画に基づくアライグマの捕獲等記録

(資料 2-2 別紙)

1 捕獲の状況等

(わな整理番号)

捕獲場所 (詳細な場所)	わな設置期間		捕獲 総数	捕獲個体の詳細 (捕獲日、性別、体重を捕獲個体ごとに記載)	備考 (使用した餌)
	設置した日				
	回収した日				
	設置期間中にわなを閉鎖した日 (該当ある場合のみ記載)				
	年 月 日		(個体No.1) 1 捕獲日 年 月 日 2 性別 (オス / メス / 不明)・体重 kg		
	年 月 日		(個体No.2) 1 捕獲日 年 月 日 2 性別 (オス / メス / 不明)・体重 kg		
	年 月 日から 年 月 日まで		(個体No.3) 1 捕獲日 年 月 日 2 性別 (オス / メス / 不明)・体重 kg		

2 錯誤捕獲の状況

捕獲した動物の種	捕獲日	捕獲したときに使用した餌
	年 月 日	
	年 月 日	

- 備考
- 記載は、仕掛けたわな別に行ってください。(この用紙は、1箇所(1基)1連続期間のわな設置ごとに1枚作成してください。(例えば3基のわなを各1週間連続して仕掛けた場合には3枚作成してください。)複数作成する場合はわな整理番号の欄により区別してください。)
 - 捕獲個体の性別は判明した場合に、また体重は計測した場合に記載してください。
 - わなに使用した餌を備考欄に記載してください。
 - 捕獲できなかった場合は、捕獲総数を0と記載し、捕獲場所、わな設置日、わな回収日、使用した餌を記載してください。
 - 錯誤捕獲があった場合は、錯誤捕獲の状況の欄に記載してください。

<記載例>

No.	捕獲を行う場所 (担当区域)	従事者名簿					鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可状況		わな猟免許等の状況				備考
		氏名	住所	区分	所属等	生年月日	許可証等の番号	許可を得た種類	免許の有無	免状の番号	交付年月日	交付機関名	
例1	水戸市 JR常磐線の北側地区	茨城 一郎	水戸市笠原町978-6	③	農業	H12.4.1	環政指令第〇〇号	アライグマ・ハクビシン ・タヌキ	有	第〇〇〇号	R8.4.1	茨城県知事	
例2	水戸市 笠原町	茨城 二郎	水戸市笠原町978-6	①	茨城県	H12.4.1			無		R7.7.1	県南県民 センター	

<記載欄>

市町村名:													
No.	捕獲を行う場所 (担当区域)	従事者名簿					鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可状況		わな猟免許等の状況				備考
		氏名	住所	区分 (※1)	所属等 (※2)	生年月日	許可証等の番号 (※3)	許可を得た種類	免許の有無 (※4)	免状の番号	交付年月日 (※5)	交付機関名 (※5)	
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

- 注:※1 区分の欄には、「①」行政(職員)、「②」住民、「③」農業者、「④」その他 のいずれかを記載する。
 ※2 所属等の欄には、団体(市町村、NPO法人、民間会社等)に所属している場合はその団体名を、個人の場合は職業を記載する。
 ※3 許可証等とは、鳥獣保護管理法第9条第1項に基づく、鳥獣の捕獲等に係る許可証又は従事者証をいう。
 ※4 免許の有無の欄には、「有」または「無」を記載する。
 ※5 免許非所持者であって所定の研修を受けた場合は、「狩猟免許」欄の「交付年月日」欄に研修を受けた日付を、「交付機関名」欄に研修開催機関を記載する。

アライグマ目撃情報記録

(資料2-5)

<記載例>

No.	受付日	目撃日時		目撃場所		通報者	目撃した状況	対応(回答)	捕獲等の実施有無	備考
				市町村	町名～番地					
例1	R8.4.1	R8.4.10	13:30	水戸市	笠原町	住民	子供2匹を連れてアライグマが庭を通過した。		無	
例2	R8.4.1	R8.4.10	13:30	〇〇市	××町	住民	1体の死骸が道路にある。		無	

<記載欄>

市町村名:				取りまとめ期間:				年度第	四半期	
No.	受付日	目撃日時		目撃場所		通報者	目撃した状況	対応(回答)	捕獲等の実施有無	備考
				市町村	町名					
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

危険！！
近寄らないで！！



アライグマの捕獲中につき、
ご協力をお願いします。

〇〇〇市△△△課 TEL××× - ××× - ××××

茨城県アライグマ防除実施計画に基づく
アライグマ・カニクイアライグマの防除

氏 名 (実施主体)	
住 所	
連絡先	
はこわなの設置期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

資料3 アライグマの捕獲等に関する留意事項

* 以下、外来生物法に基づく防除としての捕獲等を主な対象とする。

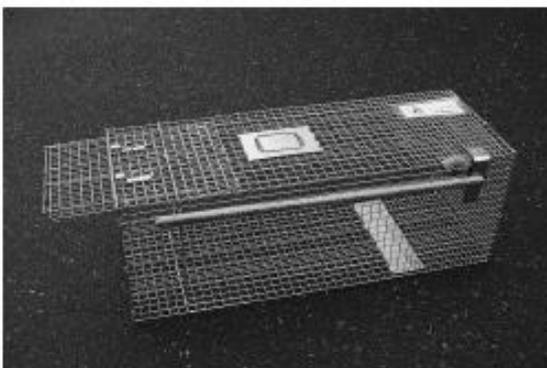
ただし、特記する事項を除き、鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可による捕獲等の場合もこれに準じること。

1. 捕獲等に当たっては、**錯誤捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じること**とし、**万一、事故等があった場合には速やかに適切な措置を講じること。**
また、現場においては、**事前に関係地域住民等への周知（資料 2-7 を参照）に努めること。**
2. 捕獲等に当たっては、**外来生物法に基づく防除を実施していることを証する書類を携帯すること。**
3. はこわなを使用して捕獲する場合には、**次の事項に留意すること。**
 - (1) 使用するはこわなごとに、**外来生物法に基づく防除のための捕獲である旨、実施者の住所、氏名（実施主体）、連絡先、はこわなの設置期間等を記載した標識（資料 2-8 を参照）の装着等を行うこと。**
 - (2) 原則として、**巡視点検を 1 日 1 回以上行うものとする。**捕獲をした場合は、**いたずらに個体の損傷や衰弱をまねかないよう速やかに回収し、長期間放置することがないようにすること。**
※動物福祉の観点から、捕獲をした場合は季節や天候に留意し、必要に応じシート等ではこわなを覆い、雨風や直射日光を防ぐこと。
 - (3) **錯誤捕獲を防止するための策を最大限に講じること。**手先が器用なアライグマのみが捕獲されるはこわなを使用するなど（実施方針 7(3)ア(イ)「基本的な捕獲の方法」又は、資-図 1 を参照）が望ましい。
※錯誤捕獲回避のための取組に関しては、実施方針 7(3)ア(ク)「鳥獣保護管理法に基づく捕獲等との連携」を参照すること。
 - (4) **錯誤捕獲があった場合は速やかに当該個体を放獣すること。**
ただし、**鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可を得ている鳥獣にあっては、その許可内容に沿って適切に処置すること。**
 - (5) はこわなに餌を入れて捕獲を行う場合は、**他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう適切に行うこと。**
※対象種以外の捕獲の頻発は、生態系に不必要な攪乱を与えるおそれや、わな管理労力の増大及び捕獲効率の低下を招くことに留意すること。
4. 捕獲した個体を運搬する場合は、**逸出の防止及び安全のための適切な措置を講じること。**

5. 鳥獣保護管理法第2条第10項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施すること。
6. 鳥獣保護管理法第12条第1項又は第2項で禁止又は制限された猟法による捕獲は行わないこと。なお、当該猟法を使用する場合は、あらかじめ同法に基づく捕獲許可を得ること。
7. 鳥獣保護管理法第15条第1項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法による捕獲は行わないこと。なお、同法に基づく捕獲許可による捕獲の場合であって、やむを得ず当該猟法を使用する場合は、あらかじめ同法に基づく指定猟法許可を得ること。
8. 鳥獣保護管理法第35条第1項で特定猟具使用禁止区域（銃器）として指定されている区域においては、銃器による捕獲は行わないこと。なお、やむを得ず銃器を使用する場合は、あらかじめ同法に基づく捕獲許可を得ること。
9. 鳥獣保護管理法第36条で危険猟法として規定される猟法による捕獲は行わないこと。なお、同法に基づく捕獲許可による捕獲の場合であって、やむを得ず当該猟法を使用する場合は、あらかじめ同法に基づく危険猟法許可を得ること。
10. 銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護管理法第38条において禁止されている行為は行わないこと。
11. 捕獲に使用した器具等は、感染症等を防止するため、使用后、速やかに消毒等の措置を行うこと（資料5を参照）。

資-図1 はこわなの加工例

（山崎・佐伯 2010「在来種の混獲防止トリガー付きアライグマ捕獲罠の導入について」
塩ビ管の中に手を入れ餌を引くことで扉が閉まる）



資料4 『アライグマから農作物を守る!被害防止マニュアル』
(発行:茨城県農村計画課)

アライグマの生態

- 北アメリカ原産、日本には主にペットとして輸入され定着
- 気性が良く、人に危害を及ぼすこともある
- 寄生虫や感染症を媒介する
- 体重4~10kg、タヌキよりも少し大きい
- 尾は長く(25~30cm)黒いリング模様がある
- 雑食性で、動物も植物も食べる
- 家の隅や、田舎の集落、家畜の糞尿などに住みかをとる
- 年に1回、3~6頭の子を産む
- 1~2月頃に交尾し、4月下旬頃に出産、春から秋にかけて、母は母親と一緒に行動する

類似種との区別

ハクビシン

- アライグマより小型(体長30~40cm)
- 体の黒い部分が少ない
- 尾は長く、リング模様はない

タヌキ

- アライグマよりやや大型(体長30~50cm)
- 尾は短く、リング模様はない

農作物被害

アライグマは果実やトウモロコシなど、甘みのある農作物を好みます。手先が器用なのでタヌキやハクビシンなどとは異なった被害をもたらします。

アライグマ

スイカは、500円玉程度の穴をあけ、中身を掻き出して食べる。

アライグマ

トウモロコシは、両手を使い、皮を剥いて食べられる。

アライグマ

ブドウは、袋の口が大きく開くか、裂けるような穴が開く。皮は剥きずる。袋に染みがつく。

ハクビシン

トウモロコシの穂を斜めに刺し、比較的きれいに実を食べる。

タヌキ

皮ごと実をかじりつくって食べる。比較的きれいに実を食べる。

アライグマから農作物を守る! 被害防止マニュアル

茨城県でアライグマによる農作物被害が発生中!!

もう約10年でアライグマは全県に!

2018年までにアライグマによる農作物被害発生状況

2022年までにアライグマによる農作物被害発生状況

茨城県内では、現在アライグマの捕獲頭数が増加しており、農作物への被害も拡大傾向にあります。本マニュアルは、「令和4年度茨城県アライグマ等による農作物被害状況及び対策に関する調査業務」による調査結果から、アライグマの生態や効果的な対策について取りまとめたものです。地域での被害防止対策の参考としてお役立てください。

正しい知識を持って、アライグマ被害を防ごう!

知れ!

アライグマは雑食性で植物も動物も食べます。しかも、手先がとても器用で物を噛むことができます。木登りも巧みで、ネットや柵も登ってしまいます。そのため従来の被害対策ではアライグマには通用しません。アライグマによる被害を防ぐため、正しい知識を身につけましょう。

知れ!

アライグマは雑食性で植物も動物も食べます。しかも、手先がとても器用で物を噛むことができます。木登りも巧みで、ネットや柵も登ってしまいます。そのため従来の被害対策ではアライグマには通用しません。アライグマによる被害を防ぐため、正しい知識を身につけましょう。

令和5年3月発行
発行:茨城県農林水産部農地利用農村計画課 編集:一般財団法人自然環境研究センター

アライグマの被害対策① 環境整備

アライグマが好きなものは、①甘みのある作物、②身を隠す茂み、③隠れ家となる小屋や農屋、です。こうした環境が整っていない限り、アライグマにとって楽園です。

小屋や農屋への入口はふさぐ
(6cm程度の隙間でも侵入します)

収穫しない農産物は捨てる

農地周辺の草は取り払う
(雑草をよくなる)

気づかないうちにアライグマの楽園を作り出していないか?

アライグマの被害対策② 侵入防止

農地へのアライグマの侵入を防ぐには、電気柵が効果的です。ネット柵や金網柵ではアライグマやハクビシンの被害は防げません。

ハウスへの侵入を防ぐための電気柵で囲う

中型獣用電気柵

上部のみに通電部があり、設置や管理がしやすい

一般的な電気柵

アライグマなどの中型獣の侵入を防止するためには10cm間隔で4段張りが必要

正しい方法、適切な時期に電気柵を設置することで、効果的に被害を防ぐことができます。

アライグマの被害対策③ 捕獲

環境整備や侵入防止により、被害を防ぐことはできますが、それだけではアライグマは減りません。アライグマは海外から連れてこられた外来種であり、外来生物法によって「特定外来生物」に指定されています。アライグマは農作物のみならず生態系に対しても悪影響があるため、根絶を目指して捕獲を進めることが必要です。

アライグマは家族群を形成しているため、複数のワナを使って一気に捕獲することが効果的。交配相手、捕獲が期待できる場所を覚える

電気柵を設置せずに捕獲を期待した農地周辺にワナを設置しても効果は低い。アライグマの通り道(けものみちや車・林・水路や建物の影)に設置すると良い

電気柵を設置した周辺にワナを置くことで効果的

日照が高いワナの上や周囲を柵で囲むとより良い

アライグマは力が強く、破壊された柵でワナを破壊して逃げることがあるため、強い部分は鋼線バンドなどで補強を

使用したワナは洗淨する。高圧洗浄機などを使って、手を洗わないよう行うと良い

設置したら一度踏み板を押して動作確認。動作がなかったり、入口が閉まりきらない場合には調整を

ワナがつかないよう、設置場所はならして、柵で調整

餌は甘い物や油揚げが良い(揚げパンやスナック菓子など)農作物に被害がある場合は、作付を電気柵で囲って被害作物を減らすと良い

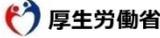
効果的なワナの設置場所

効果的なワナの管理方法

捕獲を希望される場合には、お住いの市町村の担当課にご相談ください。

資料5 アライグマに寄生するマダニに関する注意喚起

アライグマに寄生したマダニが媒介する人獣共通感染症から身を守るためには、適切な服装や対処が必要です。

 厚生労働省ダニ対策

「ダニ」にご注意ください

山や草むらでの野外活動の際は、ダニに注意しましょう

春から秋にかけてキャンプ、ハイキング、農作業など、山や草むらで活動する機会が多くなる季節です。
野山に生息するダニに咬まれることで
重症熱性血小板減少症候群(SFTS)、ダニ媒介脳炎、日本紅斑熱、つつが虫病、ライム病などに感染することがあります。

ダニに咬まれないためのポイント！

- **肌の露出を少なくする**
⇒ 帽子、手袋を着用し、首にタオルを巻く等
- **長袖・長ズボン・登山用スパッツ等を着用する**
⇒ シャツの裾はズボンの中に、ズボンの裾は靴下や長靴の中
- **足を完全に覆う靴を履く**
⇒ サングル等は避ける
- **明るい色の服を着る**（マダニを目視で確認しやすくするため）
 - * 上着や作業着は家の中に持ち込まないようにしましょう
 - * 屋外活動後は入浴し、マダニに咬まれていないか確認をしましょう
特に、わきの下、足の付け根、手首、膝の裏、胸の下、頭部（髪の毛の中）などに注意

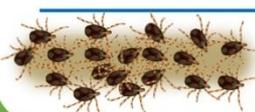
ダニに咬まれたときの対処法

- **無理に引き抜こうとせず、医療機関（皮膚科など）で処置**（マダニの除去、洗浄など）をしてもらいましょう。
- マダニに咬まれた後、**数週間程度は体調の変化に注意**をし、発熱等の症状が認められた場合は**医療機関で診察**を受けて下さい。

【受診時に医師に伝えること】
① 野外活動の日付け、② 場所、③ 発症前の行動



約3cm  ペットボトルのキャップ	約0.5cm  マダニ（吸血前）	約1.5cm  マダニ（吸血後）
--	---	---





ダニ媒介感染症（厚生労働省）
各地域のマダニ媒介感染症の状況については各自自治体HPも参考にしてください



平成29年4月

資料6 市町村別捕獲数の推移（単位：頭）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
水戸市				2	2	7	1		4	2	1	7	26	25	55	67	153
日立市	1														8	23	62
土浦市	3	7	2	1	4	5	3	25	14	19	50	65	65	103	180	207	277
古河市					4		3	8	9	19	20	33	57	90	324	390	328
石岡市		5	1	14	9	31	7	8	34	19	15	51	104	102	122	128	118
結城市							5		2	1	2	2	22	26	40	106	127
龍ヶ崎市		1					1		6	5	7		41	39	122	123	152
下妻市								2	3	12	10	22	46	85	82	81	141
常総市			1	10	16	13	12	17	37	55	56	49	27	16	71	39	79
常陸太田市								2		1	6			1	1	3	2
高萩市														1	2		5
北茨城市													5			1	2
笠間市										1	2	8	4	23	42	40	55
取手市					1			7	7	8	9	18	24	38	124	93	163
牛久市					2		4	9	2	4	5	11	20	13	17	30	74
つくば市			7	2	16	1	12	24	26	42	66	79	243	209	283	363	619
ひたちなか市											1		1	3		5	3
鹿嶋市							2		3	4	6	11	18	41	53	38	109
潮来市													1		2	1	
守谷市						5	7	9	13	6	14	13	39	71	180	141	170
常陸大宮市													2	3	1	17	22
那珂市													1	7	29	8	6
筑西市		2	1				1	9	14	5	4		1	46	111		166
坂東市		1	2	24	5	25	16	41	89	117	401	418	447	629	705	745	816
稲敷市		1									2	7	14	26	29	41	62
かすみがうら市	1	8	34	17	22	28	60	123	114	146	198	219	250	346	544	574	645
桜川市										2	9			5	12	36	99
神栖市														1		4	12
行方市										2	4	7	17	13	40	75	61
鉾田市				1										6	75		176
つくばみらい市				1	1	4			17	17	33	23	71	73	90	187	325
小美玉市						1		1	2	1	1	7	1	85	8		
茨城町									7	15	10	17	12	17	21	21	68
大洗町														1	5	3	
城里町														3	16	38	96
東海村															4		
太子町										1		1			6	6	12
美浦村																1	49
阿見町													1	6	11	45	71
河内町												3	6	1	9	22	35
八千代町							1		2	10	13	23	19	43	78	41	84
五霞町									1	6	1	3	1	29	28	56	47
境町									2	11	12	28	18	11	72	33	93
利根町											1		34	38	60	58	84
不明														18	31	51	
計	5	24	49	72	82	120	135	288	422	527	977	1,113	1,659	2,353	3,682	3,992	5,633